

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、掛川駅前東街区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成29年7月14日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

掛川駅前東街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変更前 設立認可公告の日から平成29年12月まで

変更後 設立認可公告の日から平成30年3月まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

掛川市駅前5番1、5番2、5番3、5番4、5番5、5番6、5番7、5番8、5番9、5番10、5番11、7番3、7番4、7番5、7番6、7番7、7番8、7番9、7番10、7番11、7番12、29番2、29番3、31番、32番、33番の全部、28番、29番1、30番、35番、36番、37番の各一部

掛川市紺屋町7番の一部

掛川市肴町11番、12番の各一部

4 事務所の所在地

掛川市連雀1番地の14

5 設立認可の年月日

平成25年8月30日

6 変更の概要

事業計画（設計の概要）の一部変更

7 事業計画の変更の認可の年月日

平成29年7月10日